**ココが大変**

**ご注意を！**変！

**介護事業所の人事・労務管理**

その１．　よい人材を確保する　⇒　採用と定着率向上がカギ

「この業界は人手不足が当たり前だから」とあきらめていませんか。採用へのこだわりがなければ、よくできる（生産性の高い）人材は集まりません。定着率向上には経営者として戦略を持つことが大切です。

その２．　労基法を守る　⇒　「指定取り消し」を受けないために

過去には残業代の未払い→是正勧告無視→罰金刑→指定取り消しの実例も出ています。これからの介護経営は労災の適用、社会保険加入、労働時間制度など、コンプライアンス経営を実践することが求められます。

その３．　職員の生活を守る　⇒　処遇改善加算終了後は・・・

３年前、交付金にかわって始まった介護職員処遇改善加算は次回法改正により介護報酬に組み入れられる見込みです。手当をカットするのか、引き続き支給するのか、来年３月までに検討を要する重要課題です。

「定量的要件」「賃金改善方法と法定福利費計算」など、理解不足・誤解に陥ってはいませんか。

社会保険労務士だからできます

おすすめ！助成金代行（介護事業所向け）

雇用保険助成金の代行

介護事業所向け助成金のアレコレ

労基署の監督

指導対策

人事・労務管理

のお悩み相談

●労働法の専門家である**かわちの社労士**におまかせください。

●労働時間一つとっても、ヘルパーの移動・研修・更衣・引継・業務報告書作成・待機など監督官から指導されやすい項目が目白押し。

●調査は「労働者保護」が目的ですから、有給休暇取得や健康診断も指導されます。

**★かわちの社労士**なら、助成金の計画作成から支給申請までを代行。こんな助成金が使えます。

**キャリアアップ助成金（健康管理コース）**

パートタイマー（登録ヘルパー）の健康診断に対して、４０万円を支給。

**労働環境向上助成金（雇用管理制度）**

正社員の雇用管理制度（①評価・処遇制度、②研修体系制度、③健康づくり制度）の導入に

対して、①４０万円　②③３０万円を支給。

**労働環境向上助成金（介護福祉機器）**

介護労働者の身体的負担軽減（腰痛対策）のために、移動用リフトや特殊浴槽などを導入する場合、経費の２分の１（上限３００万円）助成。

●人事・労務管理は**かわちの社労士**にお気軽に相談ください。

●法改正などのタイムリーな情報提供、他事業所との情報交換・相互見学など、お役に立てることは様々あると考えます。

●一人で悩まず、経営者様のパートナーとして**かわちの社労士**を活用してください。

かわちの社労士事務所　ＴＥＬ　０６(６７８４)４５５６

かわちの社労士事務所　ＴＥＬ０６(６７８４)４５５６

かわちの社労士事務所　ＴＥＬ０６(６７８４)４５５６

かわちの社労士事務所　ＴＥＬ０６(６７８４)４５５６